



花・愛・光の学校
東神楽町立東神楽小学校
いじめ防止基本方針
平成26年制定<令和3年改定>



I いじめ問題に関する基本的な考え

- 1 いじめとは
- 2 いじめ防止の基本姿勢
- 3 いじめ防止対策組織

II 未然防止

- 1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
 - (1) 児童会活動を中心としたいじめを許さない活動の充実
 - (2) 学級経営の充実
 - (3) 道徳教育の充実
- 2 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
 - (1) 一人一人が活躍できる児童会活動
 - (2) 人とのかかわり方を身につけるための活動
 - (3) 安心して自分を表現し、達成感・成就感を味わう学習活動
- 3 保護者・家庭との連携

III 早期発見

- 1 変化に気付く ～日常的・定期的に情報交換を！
- 2 相談できる体制づくり

IV 早期対応・解決

- 1 いじめへの緊急対応
- 2 いじめが起きた時の対応
- 3 いじめの解消
- 4 重大事態への対処



V ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめとは
- 2 未然防止のためには
 - (1) 情報モラルに関する特殊性を踏まえて
 - (2) 保護者に伝えること

VI 学校いじめ防止プログラム

VII いじめ発見・見守りチェックシート

東神楽小学校では、保護者・地域・学校が強く強く結び付き、「いじめ」を許さない！許さない学校を次のようにつくります！

1

いじめ問題に関する基本的な考え

本校では全ての教職員が「いじめは絶対に許されない。いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうる。」との認識を持ち、家庭、地域、関係機関と連携していじめ防止等のための対策を推進するため、国及び道の基本方針に基づき、以下の「いじめ防止基本方針」を策定しています。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（ネット等を通じて行われるものを含む）であり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。



これは「いじめ」だよ!

【いじめの態様】

- 冷やかし、からかい
- 仲間はずれ
- 言葉でのおどし
- 暴力
- 持ち物隠し
- たかり
- 陰口
- 無視 など

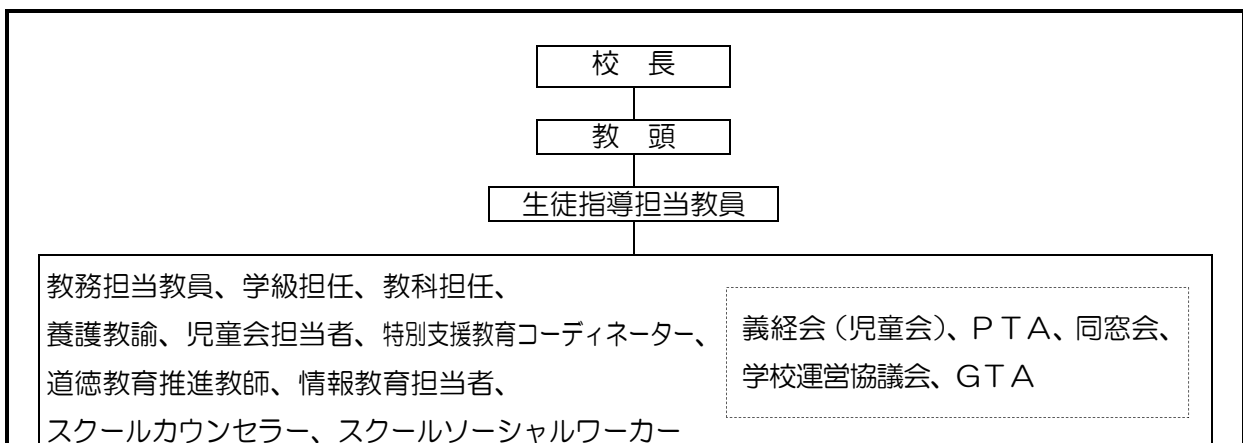
「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景を調査して判断する必要があります。

2 いじめ防止の基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげます。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ③ 早期発見のために、「いじめ防止対策推進委員会」を機能させ、様々な手段を講じます。
- ④ 早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたります。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、指導にあたります。

3 いじめ防止対策組織



II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に努めます。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない環境づくり」に取り組みなくてはなりません。

また、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組んだり、分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育んだりできるように努めます。

1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

(1) 義経会（児童会活動）を中心としたいじめを許さない活動の充実

いじめゼロを目指した児童会活動を推進します。

【実践例】

- 1 活動計画を立てるときに、「いじめのない、明るく楽しい学校にしたい」との思いを大切にしよう事前指導する。
- 2 相談BOXを設置し、児童の「困っている」「話し相手になってほしい」という要望に、義経会役員が気軽に応じる体制を整え、実践する。

(2) 学級経営の充実

児童一人一人が、自分の居場所を感じられる学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。また、児童が互いの関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるための具体的な手立てを講じます。特にいじめの対象となりやすい子どもについては、事前に学校全体や保護者と一体となって未然防止に努めます。

【実践例】

- 1 帰りの会での「今日のきらきらさん」、「みんなのすてき」「ありがとう〇〇さん」の紹介
- 2 子ども理解支援ツール「ほっと」の実施と分析・活用

(3) 道徳教育の充実

特別の教科「道徳」では命の大切さや規範意識を育てる指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするこも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせます。さらに、いじめと感じた時は、教師や友達に知らせることは、悪いことではないことも指導します。

【実践例】

- 1 参観日での道徳科の公開
生命尊重・個性伸長・協力・思いやり親切など、本校の重点内容項目の時間の工夫
- 2 教職員全員が全校児童の情報を共有し、日常から行う道徳教育

2 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受けます。子どもにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つといえます。教職員が子どもに対して愛情をもち、配慮を要する子どもを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となると考えます。

(1) 一人一人が活躍できる義経会

児童の主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を進めます。

【実践例】

- 1 義経会での活動を、「みんなが仲良くなると、いじめがなくなる」という意識で計画、実行する。
- 2 毎朝、校内放送で「今日のラッキーさん」を紹介し、会ったときに拍手をするよう呼びかける取組。年間で全員が紹介されるようにする。
- 3 各委員会では、全校みんなが楽しく過ごせる集会などを計画している。

(2) 人との関わり方を身に付けるための活動

様々な場面で、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることが出来ます。また、たとえ、様々な事情でストレスを感じるがあっても、それに負けない自信、他者への感謝をもって過ごせるように育てていきます。

【実践例】

- 1 月に2～3回、東小タイム（中休み）をたてわり班で過ごす活動。高学年がリーダーになり、異学年間でも仲良くなれるように遊びを考える。
- 2 6年生が1年生を玄関で迎え、登校後の活動を補助する活動。6年生は、学校生活がスムーズにスタートできるように声掛けをし、1年生のために読み聞かせ等を行う。
- 3 具体的な事例に応じて、ソーシャルスキルトレーニングを行う。客観的な視点で、善悪の判断や人とのかかわり方を学ぶ機会とする。

(3) 安心して自分を表現し、達成感・成就感を味わう学習活動

校内研究「学びの楽しさと自分のよさを実感する子の育成」を目指した研究授業を通して、教員が切磋琢磨し、子どもが、学ぶ喜びや楽しさを味わうことができるようにします。特に、学習規律の定着や子どもの学びのための授業改善は、学校が一体となって取り組みます。

【実践例】

- 1 個の考えの交流場面の重視
- 2 「分からない」「難しい」など、安心して困り感を出せる授業
- 3 本時の課題の解決に向かう確かな一単位時間の授業
- 4 教師の励ましや称賛、児童の自己評価や他者評価による自己の変容と成長の実感

ぜったいにしない、させない

- 学習に自信をもてずにいる子どもへの消極的・否定的な態度、ひやかし、からかい
- 正しくない話し方、聞き方、座り方、準備・片付けなど、学習規律を乱す行為
- 教師の不適切な言動や認識、差別的な態度や言動



3 保護者・家庭との連携

P T Aの各種会議や保護者懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、「いじめ防止対策推進法」においては保護者の責務も定められていることから、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さについて共通理解を深め、連携して指導に当たります。

「いじめ防止対策推進法」における保護者の責務

- 保護者は、保護する児童がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導を行うよう努める。
- 保護者は、保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に保護する。
- 保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

【実践例】

- 1 いじめ防止基本方針の周知「変化のサインは、すぐに学校に！」
- 2 保護者懇談会・学校運営協議会等での取組の周知
- 3 学校・学年だより等による広報活動の充実
- 4 相談ダイヤル等の周知
- 5 地域人材による全学年児童への読み聞かせの取組

III 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努めることが大切と考えます。いじめは、教職員や保護者が気付にくいところで行われます。教職員には、いじめが潜在化しやすいことを認識し、児童の小さな変化を敏感に察知して、いじめを見逃さないことが求められます。また、児童に関わる情報をすべての教職員の間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することも大切です。

1 変化に気付く ～日常的・定期的に情報交換を！

おかしいと感じた児童がいる場合には、担任に限らず気付いた者が、当該児童の関係者や生徒指導担当に速やかに伝えるとともに、朝の打ち合わせの時間や生徒指導会議等の場において共有し、より大勢の目で当該児童を見守るようにします。

【実践例】

- 1 日ごろの炉辺談話
- 2 委員会や当番活動、縦割り班活動での様子の交流

2 相談できる体制づくり

いじめに限らず、困ったこと悩んでいることは、誰にでも相談できること、相談することが大切であることを日常的に指導します。いじめの相談があった場合は、管理職に報告し、「いじめ防止対策推進委員会」を中心に情報の共有と早期解決に向けた取組を進めます。

【実践例】

- 1 教育相談週間（年1回）個別相談（適時）
- 2 「いじめアンケート」の実施（年2回）と対応策の共有（年4回）
- 3 保護者との懇談会（参観日）、個人懇談（年2回）、日常的な連絡（適時）

情報は交流・判断は迅速に

- つらい思いをしているのに、「いじめられている」と言えない子
- 悪ふざけ、じゃれあい、遊びとの区別の難しさ
- 「いじめられている」と表すことで、その後の学校生活に不安を感じている子



- アンケート「いじめを見た」という周囲の子の情報を生かす
- 学級全体に「直したいできごとはないか」と発信
- 教師自身の見る目を高める



IV 早期対応・解決

1 いじめへの緊急対応

いじめを認知した（児童が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合）教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係児童に適切な指導を行うとともに、ただちに学級担任、生徒指導担当（いじめ防止対策推進委員会）と管理職に報告します。

いじめられた児童 いじめを知らせた児童を守り通す	事実確認と情報の共有
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をします。 ○事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行います。 ○状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取ります。 ○周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。 ○保護者対応は、複数の教職員（生徒指導担当・担任・教頭など）で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。 ○短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報例

加害者と被害者の確認	誰が誰をいじめているのか？
時間と場所の確認	いつ、どこで起こったのか？
内容	どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？
背景と要因	いじめのきっかけは何か？
期間	いつ頃から、どのくらい続いているのか？

2 いじめが起きた時の指導

いじめられた児童	いじめた児童
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。 <input type="checkbox"/> 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。 <input type="checkbox"/> 必ず解決できる希望が持てることを伝える。 <input type="checkbox"/> 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向けます。 <input type="checkbox"/> 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

いじめられた児童の 保護者	いじめた児童の 保護者
<input type="checkbox"/> 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝えます。 <input type="checkbox"/> 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。 <input type="checkbox"/> 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちも聴かせていただきます。 <input type="checkbox"/> 継続して家庭と連携を取りながら、児童の些細な変化を伝え合い、解決に向かって取り組みます。	<input type="checkbox"/> よりよい解決を図るために、正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝えます。 <input type="checkbox"/> 「いじめは決して許されない行為である」ということを共有し、児童が事の重大さを認識できるように、家庭での指導を依頼します。 <input type="checkbox"/> 児童の変容を図るために、今後のかかわり方など具体的な対応策を一緒に考えます。

いじめ発生の原因を明らかに！！

周囲の児童

- 当事者だけの問題にとどめず、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促します。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学年・学校全体に示します。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることもいじめを肯定していることを理解させます。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを伝える指導をします。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

いじめを解決

教育活動の改善

未然防止にかかわる手立ての進捗状況の確認と改善

3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされる必要があります。単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめられた児童の側に立って観察を継続します。

- 1 いじめとされた行為が、一定期間（少なくとも3か月）止んでいる状態が継続していること。
- 2 いじめられた児童及びその保護者が、心身の苦痛を感じていないこと。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、いじめにより児童が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生した疑いがあると判断し、速やかに教育委員会に報告するとともに関係機関と連携して対応します。

V ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールやチェーンメールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

メールの他に、ブログ、学校裏サイト、グループライン、ズーム会などがあります。

2 未然防止のためには

(1) 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント

各機関提供の資料やトラブルの事例に基づき、インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。また、「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール等業務に係る巡回結果」の確認と監視に従事し、その結果を報告します。

【インターネットの特殊性を踏まえて】

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、人権侵害、傷害事件などの犯罪、被害者の自殺など、最悪の事態につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

小学生にスマホ、本当に必要ですか？

**持たせるならば 各ご家庭で、しっかり
約束、ルールを決めてから!!**



(2) ご家庭で児童に指導する際のポイント

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、ご家庭での指導が不可欠です。学校と保護者が緊密に連携協力し、双方で指導を重ねていけるようにご協力をお願いします。

- 児童のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブル入口になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有のトラブルが身近に起こっているという認識をもたせること。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えることを認識させること。
- ご家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた時の小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

学校では、児童の写真、住所、名簿などを厳重に管理するとともに、その使用方法や提供の仕方にも、制限をかけて取り扱っています。

VI 学校いじめ防止プログラム

□ は、未然防止の取組

□□□□□□ は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(適時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童、保護者への説明内容の検討 ・ほっと(1回目)実施方法の 	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(適時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議(1)の内容の検討及び準備、運営 ・ほっと調査結果の分析 ・いじめアンケート実施方法の確 	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(定例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計、分析 ・生徒指導会議(2)の内容の検討及び準備、運営 	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(適時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(定例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の児童の状況の把握と対策の検討 	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(適時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期の取組についての点検・評価 ・ほっと(2回目)実施内容の確認
	<p>○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等)</p>	<p>○生徒指導会議(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童理解のための学級経営、児童の実態の交流と対応策の共有 ・保健室から見た児童理解 ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 	<p>○生徒指導会議(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談を踏まえた事例の交流と対応策の検討 	<p>○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等)</p>		
	<p>○ふれ合い活動の推進(通年)</p> <p>○学校ネットパトロール(毎月実施)</p>		<p>○道教委いじめ問題への取組状況の調査①</p> <p>○教育相談</p>			<p>○道教委いじめ問題への取組状況の調査②</p>
児童	<p>○学校いじめ防止基本方針の説明</p> <p>○学習及び生活の基礎づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 <p>○いじめ相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子どもの人権SOSモニター」 ・子ども相談支援センター等 	<p>○児童アンケート調査①</p> <p>○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間)</p> <p>○ほっとの実施(4月)</p>	<p>○いじめ・非行防止強調月間①</p>	<p>○道教委いじめアンケート調査①</p>		<p>○ほっとの実施</p>
	<p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 <p>○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開</p> <p>○家庭訪問</p> <p>○チェックリストの活用(通年)</p> <p>○いじめに関わる情報収集(通年)</p>	<p>○学校運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 		<p>○1学期の取組の状況等についての公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより 	<p>○学校運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取組についての報告 ・2学期の取組についての説明 	
家庭・地域						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(適時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議(3)の内容の検討及び準備、運営 ・ほっと各種調査の結果の分析 ・後期の重点的な取組 <p>○生徒指導会議(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケートや各種調査結果の活用 	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(定例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 <p>○町内小中学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 等 <p>○道教委いじめ問題への取組状況の調査③</p> <p>○個別相談</p>	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(適時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 <p>○学校評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検 	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(適時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果の分析及び対策の検討 	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(定例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議(4)の内容の検討及び準備・運営 ・1年間の取組についての点検・評価 <p>○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等)</p> <p>○生徒指導会議(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上で行われるいじめへの対応 	<p>○学校いじめ防止対策推進委員会(適時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 <p>○町内小中学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学に伴う情報交換 等
児童	<p>○児童アンケート調査②</p> <p>○いじめ・非行防止強調月間②</p>	<p>○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)</p>	<p>○道教委いじめアンケート調査②</p>	<p>○ほっとの実施</p>	<p>○ネット安全教室の実施</p>	
家庭・地域		<p>○保護者懇談会</p> <p>○学校評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートの実施 ・地域アンケートの実施 	<p>○2学期の取組の状況等についての公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日 等 <p>○学校運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組についての報告 		<p>○学校運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議 	<p>○3学期の取組の状況等についての公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日 等

Ⅶ いじめ発見・見守りチェックシート（学校用）

年 氏名 _____

東神楽小学校いじめ防止対策組織

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色，雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない，おどおどしている，うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして，物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり，泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 座席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の児童の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を囲むように児童が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って，なかなか出て来ない。
給食時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 食べ物を他人に取られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり，不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記，作文，絵画，答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり，靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に，あだ名や悪口などを落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても，愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童のささいな変化に気付き，気付いた情報は抱え込まず，学校いじめ対策組織において確実に共有し，速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを，5W1H（いつ，どこで，誰が，誰と，何を，どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど，学校全体で早期発見を！

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入ってないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやらうとしない。（*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとしめない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。